

# 青森県報

第百九十八号

令和二年  
八月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 農業振興地域の指定……………(構造政策課) ……一
- 農業振興地域の指定の一部改正……………(同) ……二
- 右……………(同) ……二
- 右……………(同) ……二
- 右……………(同) ……二

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(中南部地域県民局) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(上北地域県民局) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四

## 告 示

### 青森県告示第六百三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
合同会社訪問看護ステーションに じの樹	つがる市木造赤根三の一六メゾ ンドアカネ一〇一号室	令和 二・七 一

### 青森県告示第六百三十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び西北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

地域名	区 域
つがる地	つがる市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域 1 国有林野の区域 2 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域の区域 3 木造越水神山、木造越水屏風山、木造出来島雉子森、木造出来島雉子森鬼沼、木造吹原島元、木造吹原若草、森田町森田月見野、森田町床舞藤山、森田町山田神崎、柏上古川泉崎、柏桑野木田幾世、柏桑野木田千年、柏下古川川崎、柏下古川鳥林、柏下古川前原及び富范町屏風山の区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第六百三十四号

昭和四十五年三月三十一日青森県告示第九十八号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「木造町のうち次表に掲げる区域」以下を削る。

青森県告示第六百三十五号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第三百三十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を4とし、7を5とし、8を6とし、9を7とする。

青森県告示第六百三十六号

昭和四十六年十二月二十五日青森県告示第九十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表の1稲垣地域及び表の10車力地域の項を次のように改める。

1 削除	
10 削除	

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和二年八月二十一日認可したので、同条第一七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社豊川農産	青森市	青森市	青森市大字後潟字大原六六六ほか六筆
株式会社豊川農産	青森市	青森市	青森市大字六枚橋字山越三五五ほか三筆
株式会社豊川農産	青森市	青森市	青森市大字後潟字大原八一八ほか一筆
株式会社豊川農産	青森市	青森市	青森市大字六枚橋字山越三五六ほか一筆
株式会社豊川農産	青森市	青森市	青森市大字六枚橋字山越三五五ほか二筆
株式会社豊川農産	青森市	青森市	青森市大字四戸橋字富田一九七ほか六筆
株式会社豊川農産	青森市	青森市	青森市大字後潟字平野六五〇の一ほか十三筆
佐々木 武二	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字中野字堤ヶ沢七七
田中 優	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字深山六二の一
倉本 洋之	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字牧ノ下二八の一ほか二筆

田中 裕紀	はるとも農園株式会社	はるとも農園株式会社	有限会社みらい天間林	平館 龍太郎	苦米地 文亮	苦米地 文亮	農事組合法人嘉瀬生産組合	日向 比呂志	農事組合法人山本牧場	赤澤 榮治	榊 昇	相馬 秀貴	千葉 大地	株式会社山本米菜園	田中 聡
上北郡六戸町	十和田市	十和田市	上北郡七戸町	十和田市	十和田市	十和田市	五所川原市	三戸郡南部町	三沢市	八戸市	南津軽郡藤崎町	弘前市	弘前市	弘前市	東津軽郡平内町
上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢一四四九	上北郡六戸町大字折茂字今熊一五三六	上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の三一	上北郡七戸町字大平三五の一ほか六筆	十和田市大字相坂字高見一六四の二	十和田市大字相坂字高見下二八二一	十和田市大字相坂字高見下二五四ほか二筆	五所川原市大字長富字二之沢添一七七ほか三筆	八戸市大字尻内町字柳館三六ほか一筆	八戸市大字鮫町字大草離九六の一ほか十四筆	八戸市大字櫛引字柳久保四八	南津軽郡藤崎町大字久井名館字早稲田六六六ほか一筆	弘前市大字堀越字柳元一七五ほか二筆	弘前市大字大沢字蟹甲五八ほか二筆	弘前市大字土堂字早川三八六の一ほか四筆	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一二五

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 荒木塗装工業所
- 二 氏名 荒木弘
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字緑ヶ丘三丁目三の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一五九四号
- 五 取消年月日 令和二年七月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年四月四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 富士建設株式会社
- 二 代表者の氏名 松下寛
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田一丁目一〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―一）第三一〇号
- 五 取消年月日 令和二年七月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工業業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社サンヨー建設
- 二 代表者の氏名 中村陽子
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市春日台二丁目一五二の二二七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第五〇〇一六一号
- 五 取消年月日 令和二年七月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三和建設
- 二 代表者の氏名 小比類巻ちや

- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字水筒四二の三六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第五〇〇三七三号
- 五 取消年月日 令和二年七月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和二年五月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円